

新潟市動物の愛護及び管理に関する条例の施行及び特定動物の飼養等の許可等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第16号

新潟市動物の愛護及び管理に関する条例の施行及び特定動物の飼養等の許可等に関する規則の一部を改正する規則

新潟市動物の愛護及び管理に関する条例の施行及び特定動物の飼養等の許可等に関する規則（平成25年新潟市規則第76号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「（飼養数が9以下になる場合を除く。）」を削る。

第14条の次に次の1条を加える。

（過料処分の手続）

第15条 市長は、条例第31条の規定により過料の処分をしようとする場合は、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめ別記様式第12号による告知書によりその旨を告知し、期限を定めて弁明の機会を付与するものとする。

2 前項の弁明は、別記様式第13号による弁明書の提出をもって行わなければならない。ただし、市長が口頭で行うことを認めた場合は、この限りでない。

3 市長は、条例第31条の規定により過料の処分をする場合は、別記様式第14号による過料処分決定通知書により、過料の処分を受ける者に通知するものとする。

別記様式第11号の次に次の3様式を加える。

第 年 月 日 号

告知書

住所 (法人にあっては所在地)	
氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	様

新潟市長 印

あなたは、次のとおり新潟市動物の愛護及び管理に関する条例第 1 4 条第 項の規定に違反し、犬又は猫の多頭飼養の届出をしていません。この行為は、同条例第 3 1 条の規定により過料処分の対象となります。

違反を確認した日	年 月 日	
飼養施設の所在地		
飼養数	犬 頭	猫 匹
理由		

この処分に先立ち、次のとおり弁明の機会を付与しますので、弁明したいことがあれば述べてください。

弁明の方法	により行うこととする。
弁明の期限	年 月 日 ()
提出先	郵便番号 新潟市
	電話番号 ファックス

- 注 1 あなたに代わって、弁明の手続に関する一切の行為を行うことができる代理人を選任することができます。その場合は、委任状を提出してください。また、代理人がその資格を失ったときは、その旨を書面で提出してください。
- 2 期限までに弁明書の提出がない場合又は出頭のない場合は、弁明の機会を失います。

年 月 日

（宛先）新潟市長

弁明書

住所（法人にあっては所在地）	
氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）	
連絡先	電話番号
代理人氏名	
代理人住所	
代理人連絡先	電話番号（自宅・勤務先・携帯電話）
弁明の内容	<input type="checkbox"/> 弁明することはありません。 <input type="checkbox"/> 以下のとおり弁明します。
提出期限	年 月 日（ ）
提出先	郵便番号 新潟市 電話番号 ファックス

第 年 月 日 号

過料処分決定通知書

住所（法人にあっては所在地）	
氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）	様

新潟市長 印

あなたは、次のとおり新潟市動物の愛護及び管理に関する条例第14条第項の規定に違反しました。

違反を確認した日	年 月 日	
飼養施設の所在地		
飼養数	犬 頭	猫 匹
理由		

新潟市動物の愛護及び管理に関する条例第31条の規定により、金 円の過料に処することを決定したので通知します。
納入通知書によりお支払いください。

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、提起することができます。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。